倉吉市犯罪被害者等支援条例

が制定されました。(令和5年4月1日

施行

誰もが、ある日突然、犯罪等の被害者やそのご家族またはご遺族(以下、 「犯罪被害者 等」)になる可能性があります。

犯罪被害者等は、直接的な被害に加え、周囲からの心ない言動などによる二次的被害に長 期にわたり苦しめられることが少なくありません。

倉吉市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、安心して生活するこ とができる社会を実現することを目的とし、「倉吉市犯罪被害者等支援条例」を制定しまし

基本理念

- **▶犯罪被害者等の支援は、その者の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわし** い処遇を受ける権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- ▶犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次 的被害に苦しめられている等のその者が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行 わなければならない。
- ▶犯罪被害者等の支援は、その者が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく 必要な支援が提供されることを旨として行わなければならない。

条例に基づく支援

相談及び情報の提供

犯罪被害者等が直面している様々な 問題について相談に応じ、必要な情 報の提供及び助言を行います。

日常生活の支援

犯罪等により日常生活を営むことが 困難となった犯罪被害者等に、福祉 サービスの提供その他の必要な支援 を行います。

見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担を軽減す るため、見舞金を支給します。

居住の安定

犯罪等により従前の住所に居住する ことが困難になった方に、市営住宅 等への入居において支援を行います。

【ご相談・お問い合わせ先】

倉吉市 総務部 防災安全課

〒682-8611 倉吉市葵町722番地

TFL: 0858-22-8162 FAX: 0858-22-1087

Mail: bousai@city.kurayoshi.lg.jp

倉吉市HP





倉吉市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
 - (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に犯罪被害者等が受ける、周囲からの無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
 - (4) 市民 市内で暮らし、働き、学び、又は事業を営む全ての個人をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、その者の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等のその者が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その者が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく必要な支援が提供 されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする 民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、前条第1項の施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

- 第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 2 市は、前項の情報の提供及び助言を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

- 第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。
- 2 見舞金の支給の対象となる犯罪被害者等、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活 を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、 市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。